

2021年7月16日

各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行

LGBTQに対応した住宅ローンの取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)と埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)は本日より、関西みらいフィナンシャルグループ傘下の関西みらい銀行(社長 菅 哲哉)、みなと銀行(社長 武市 寿一)は8月2日(月)より、LGBTQ^{※1}に関する社会的関心の高まりを踏まえお客様の幅広いニーズにお応えするため、住宅ローンにおける同性パートナーを対象とした取り扱いを開始します。

▶ 同性パートナー同士でもペアローン^{※2}や収入合算・物上保証人^{※3}の取り扱いが可能になります

りそなグループは「2030年SDGs達成に向けたコミットメント」および2030年度をターゲットとする「サステナビリティ長期目標」の中で、人権や多様性を尊重した社会づくりへの貢献や「環境・社会課題に配慮した消費・住生活」の実現を目指しています。法律婚以外の同性パートナーを対象にしたペアローンの取り扱いや収入合算および物上保証人を伴う対応を通じて、誰もが仕事も生活も充実させ、自分らしく活躍できる社会づくりに貢献します。

【商品概要】

内 容	・同性パートナーを対象としたペアローン ・同性パートナーを収入合算者、物上保証人とする住宅ローン
必要書類	・合意契約に関わる公正証書 ^{※4} の正本または謄本 ・任意後見契約 ^{※5} に関わる公正証書の正本または謄本 ・任意後見に関わる登記事項証明書原本(別紙目録付)
そ の 他	・ご相談やお申込みにあたっては、事前予約制の各社住宅ローンのご相談拠点 ^{※6} で同性パートナーのお二人とご面談させていただき、事前に必要な手続や今後のライフプランで想定すべき事項についてご説明させていただきます。 ・既に他行の住宅ローンをお借入れいただいているお客さまからのお借換えについても、同性パートナーを連帯保証人として追加する取り扱いを開始します。 ・各社と住宅金融支援機構が提携して提供する「フラット35」は対象外となります。 ・住宅ローンのご利用には当社および保証会社の審査がございます。審査の結果によってはお客様の希望に添いかねる場合もございますので、予めご承知おきください。

【りそなグループの2030年SDGs達成に向けたコミットメント:人権】

りそなグループでは、一人ひとりが考え方の違いをお互いに理解し、認め合い、高め合いながら、積極的に新たな気づきを得て働きがいの充実と企業価値向上につなげるべく、ダイバーシティ&インクルージョンを推進しています。今後も、多様な人財の中で生まれた気づきを価値創造につなげ、創造性に富んだ金融サービス企業として進化し続けていきます。

※1 LGBTQとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない人)、QueerやQuestioning(クエアやクエスチョニング、自身の性がわからない人)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)の総称。

- ※2 複数名が主たる借入人として借入れをし、お互いが借入れの連帯保証人となる借入れ。
- ※3 借入人以外の方が担保を提供すること。
- ※4 二人が共同生活を営むに当たり、当事者間において、次の事項が明記された公正証書。二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、およびその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。
- ※5 「任意後見契約に関する法律」に基づき、本人の判断能力が不十分となったときの自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、あらかじめ、任意後見受任者（任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」と呼ばれる）に代理権を付与する委任契約。
- ※6 りそな銀行は全国のローンプラザおよび地域独立店、埼玉りそな銀行は住宅ローンご相談プラザ、関西みらい銀行は住宅ローンセンター、みなと銀行は住宅ローンプラザでのお取り扱いとなります。

以上